

平成20年2月8日

検定意見の撤回を求める会・関西
代表 垣沼 陽輔 様

大阪市長 平松 邦夫

担当：教育委員会事務局

総務担当

電話：06-6208-9076

要望書について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成20年1月28日付けでいただきました「高校歴史教科書検定での沖縄戦『集団自決』に関する記載内容」への修正指示に関して大阪市長の意見表明を求める要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市教育行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

検定意見の撤回を求める会・関西（回答）

「高校歴史教科書検定での沖縄戦『集団自決』に関する記載内容」への修正指示に
関して大阪市長の意見表明を求める要望書

（回答）

国の教科用図書検定につきましては、文部科学省が検定基準を定めており、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会の答申に基づいて合否が決定されます。

教科用図書の記述内容が学習指導要領に適合しない場合、また、教材の扱い方が適切でない場合等には、検定意見が教科用図書発行者に通知されます。検定意見の通知を受けた教科用図書発行者は、検定意見に沿って修正し、その内容は、教科用図書検定調査審議会で再度審査され、文部科学大臣により最終的な合否が決定されます。

高等学校においては、学校教育法の規定により、以上述べたとおりの文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないことと定められております。

従いまして、教育委員会としましては、検定を経た教科用図書等の中から適切に採択しております。

担当

教育委員会事務局 高等学校教育担当

TEL : 6208-9188